

## 一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ 0・1・2ちびっこようちえん）を

### ご利用希望の保護者の方へ

一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ 0・1・2ちびっこようちえん）を利用希望で、幼稚園へお申込みをする際には事前に所沢市へ保育の必要性の認定申請を行い、支給認定証の交付を受けている必要があります。

つきましては、支給認定証をお持ちでない方につきましては、本案内に同封されている「教育・保育給付認定申請書兼現況届（幼稚園型Ⅱ 認定申請用）」と申請に必要な書類（教育・保育給付認定のしおり及び、チェックシート記載の必要書類をご確認ください）をご用意いただき、ご利用開始希望月の前月15日（15日が土・日・祝日の場合はその直前の平日）までに、所沢市保育幼稚園課にて申請手続きを行ってください。

認定申請の結果、認定基準を満たしていない場合、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）の利用が認められませんので、ご注意ください。

また、支給認定証の有効期間が終了をむかえる際は、再度お手続きが必要となります。期間延長を希望の場合は認定期間が終了する月の前月20日（20日が土・日・祝日の場合はその直前の平日）までに手続きを行ってください。

なお、「教育・保育給付認定申請書兼現況届（幼稚園型Ⅱ 認定申請用）」は、これまでに所沢市で教育・保育給付認定を受けていない方（支給認定証をお持ちでない方）のうち、一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ 0・1・2ちびっこようちえん）を利用希望の場合のみお使いいただける申請用紙です。

本申請のほかに認可保育施設の利用申請を希望する場合は、別途お申込みが必要となりますので、ご注意ください。

支給認定に関するお問い合わせ先  
所沢市 保育幼稚園課 入園担当  
電話：04-2998-9126